資料１－２

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名
国家資格等の登録等に関する事務（医師等10資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士、保険医等2資格） 全項目評価書

評価実施機関名
厚生労働大臣

提出日
令和6年3月12日

概要説明日
令和6年3月13日

（目次）

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報ファイルに共通する事項

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—	—	—	—	問題は認められない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルは、厚生労働省が国家資格等の登録等に関する事務(医師等10資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士、保険医等2資格)において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認められない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	厚生労働省が国家資格等の登録等に関する事務(医師等10資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士、保険医等2資格)を実施するために使用する国家資格等情報連携・活用システムへの、保険医等に係る設定内容の適用を令和6年4月以降に、また、医籍等ファイル及び薬剤師名簿ファイルにおけるデータ入力等業務の委託開始を令和7年3月以降に予定しており、適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国民への意見募集については、e-Gov(電子政府の総合窓口)において、30日間実施したほか、意見への対応状況をe-Govで公表することとしており、事後の措置も適切である。
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国家資格等の登録等に関する事務(医師等10資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士、保険医等2資格)について、求められる事項が具体的に記載されている。
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	—	—	—	—	問題は認められない	国家資格等の登録等に関する事務(医師等10資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士、保険医等2資格)における番号制度への対応は、医政局地域医療計画課、医政局医事課、医政局歯科保健課、医政局看護課、健康・生活衛生局健康課、医薬局総務課、社会・援護局福祉基盤課及び保険局医療課が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、それぞれが責任を負うことができる部署である。

審査の観点 （指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
（8）特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3 P.10	Ⅰ 1. ②	問題は認められない	国家資格等の登録等に関する事務（医師等10資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士、保険医等2資格）において、それぞれ特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。 また、別添1の事務の内容において、資格保有者から提出される各種申請書等に記載された個人番号を国家資格等情報連携・活用システムに登録し、固有の識別子と紐付けること等、事務において取り扱う特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されているほか、資格保有者にとって資格取得・更新等の手続時の添付書類を省略することが可能となり、資格管理者にとっては登録原簿の正確性を保つことが可能となる等、実現が期待されるメリット等についても具体的に記載されている。
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.4 ～ P.7	Ⅰ 2. ②	問題は認められない	
		4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.5 ～ P.7	Ⅰ 2. ③	問題は認められない	
		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.7	Ⅰ 4. ①	問題は認められない	
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P.7	Ⅰ 4. ②	問題は認められない	
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	P.11 ～ P.20	Ⅰ （別添1）	問題は認められない	
（9）特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	―	―	P.105 ～ P.187	Ⅲ、Ⅳ	問題は認められない	全項目評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているかが具体的に記載されている。

審査の観点 （指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
（10）特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 （11）記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑨特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。	70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.185	Ⅳ 1. ①	問題は認められない	自己点検については、厚生労働省情報セキュリティポリシー及び関係規程に規定されている事項について定期的に職員による自己点検を行い、その点検結果について管理者が確認を行うこと、監査については、厚生労働省情報セキュリティポリシー及び関係規程の遵守状況等について、定期に及び必要に応じて内部監査を実施すること等が具体的に記載されている。 従業者に対する教育・啓発については、厚生労働省情報セキュリティポリシー及び関係規程並びに特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求められる必要な教育・研修を行うこと等が具体的に記載されている。
		71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。	P.185	Ⅳ 1. ②	問題は認められない	
		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P.186	Ⅳ 2.	問題は認められない	
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P.190	Ⅵ 2. ⑤	問題は認められない	寄せられた意見への回答として、寄せられた意見全てに対し、厚生労働省としての考え方を一覧形式で取りまとめ、e-Govにおいて公表することとしている。
（12）個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	―	―	P.1	表紙	問題は認められない	厚生労働省は、国家資格等の登録等に関する事務（医師等10資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士、保険医等2資格）における、特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。

特定個人情報ファイル
（医籍等ファイル）

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.21	Ⅱ 2. ③	問題は認められない	特定個人情報を取り扱う理由について、資格保有者が本人の資格情報を登録することにより、資格登録原簿の正確な管理を行うため及び必要な者には当該登録によりデジタル資格証の発行を行い、必要な時に提示、提供を行うために必要であることが具体的に記載されている。 特定個人情報の入手・使用について、紙、専用線等を利用して入手すること、個人番号は、資格保有者からの申請を受けて、資格情報の登録・変更・抹消を行う際に、本人を特定するためなどに使用すること、特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、システムに係る運用保守を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要すること並びに業務の効率化及び合理化を図る観点から、委託することが必要であること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要（入手・使用、委託、保管・消去）について具体的に記載されている。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.21	Ⅱ 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.22	Ⅱ 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.22	Ⅱ 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.22	Ⅱ 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.22	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.22	Ⅱ 3. ⑧	該当なし	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.22	Ⅱ 3. ⑧	該当なし	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.23 ～ P.24	Ⅱ 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.23 ～ P.24	Ⅱ 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.23 ～ P.25	Ⅱ 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.26	Ⅱ 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.27	Ⅱ 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.27	Ⅱ 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.27	Ⅱ 6. ②	問題は認められない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.28	Ⅱ 6. ③	問題は認められない	

審査の観点 （指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
（10）特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 （11）記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.105	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、オンライン申請からの入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に行うこと、窓口等における紙での申請からの入手では、入手時に本人確認措置を実施すること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、オンライン申請からの入手では、マイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信は、TSL/SSLによる暗号化された通信経路を使用すること、窓口等における紙での申請からの入手では、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊につづり、速やかに保管場所で施錠管理等を行い、鍵は担当職員のみが知る場所で保管すること、経由機関からの申請書類等、情報の郵送については、原則として、簡易書留等の追跡可能な郵送手段により漏えい・紛失を防止すること、地方公共団体情報システム機構からの入手では、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用回線を利用すること、免許登録管理システムと国家資格等情報連携・活用システムとの接続については、GSSネットワークや総合行政ネットワーク等の専用回線による接続により、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持することで機密性を確保していること、国民向けの検索機能を有する資格確認検索システムと同期を予定しているが、専用回線を用いて氏名、登録年及び性別のみのデータを同期すること等が具体的に記載されている。
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.105	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.106	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.106	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.106	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.106	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.107	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.107	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.107	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク対策として、申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子を用いて、情報を紐付けて確認すること、マイナポータルにおいては、個人番号と固有の識別子を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしていること、権限のある者が必要な情報のみ連携ができるようアクセス制御を行い、目的を超えた紐付けや必要のない情報との紐付けが行えない仕組みとしていること等が具体的に記載されている。 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク対策として、原則、IDとパスワードを用いた認証方法とすること、従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々の従事者用ユーザーアカウントを割り当てること、アクセスログ、操作ログの記録を行うとともに、定期的にログの分析を実施すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、免許登録管理システムと国家資格等情報連携・活用システム間のデータ連携については、データ及び通信の暗号化を実施し、高度なセキュリティが維持されたGSSネットワークや総合行政ネットワーク等の専用回線において実施すること、バックアップ以外の複製の権限は、通常誰にも付与せず、該当操作が必要な場合に限り、システム管理者の監督の下、承認された作業者に対して一時的に権限を付与すること、作業終了時は、システム管理者の監督の下、その権限を削除し、権限付与操作の監視、定期的な付与権限の棚卸しを行うことで、不正な権限取得や権限の削除漏れを防止すること等が具体的に記載されている。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.107	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.108	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.109	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.109	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.110	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.110	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.111	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.111	Ⅲ 3. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.112	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	システムの運用等業務、免許登録管理システムの運用等業務及び申請データ入力等業務を委託することとしているが、プライバシーマークやISMS（ISO/IEC27001）等の認証取得業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認すること、申請データ入力等業務については、受託業務の一部又は全部を他の業者に再委託することなく全ての機械処理及び作業事務を自社社員により厚生労働省内会議室で行い、納品ができること等を必要とすること等が具体的に記載されている。 委託先事業者は特定個人情報について、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、定められた者のみ特定個人情報ファイルにアクセスができるよう制限を行うこと、管理及び実施体制を書面により報告し確認を受けること、特定個人情報ファイルの取扱いを含む管理の状況について書面により報告をしなければならないこと、申請データ入力等業務については、委託先事業者は免許登録管理システム経由もしくは国家資格システムに直接入力することとなるが、ログインする際のアカウントの払い出し、アクセス制御等を適切に実施すること、入力作業用の端末は厚生労働省から貸与するが、厚生労働省職員が毎日朝に貸し出し、夜に返却させること、紙媒体の資料は直接の受渡しを原則とすること、受渡しの際は媒体や件数等を記載した授受簿を作成すること、入力済み申請書は発注者に都度直接返却後、それ以外の本委託業務に使用した紙媒体等は全て回復困難な方法で廃棄を実施し、作業完了報告書を厚生労働省へ速やかに提出すること、情報システム責任者等は委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、消去が適切に行われていることを確認すること、厚生労働省職員が作業場所に常駐し、監視すること、貸与する端末は許可された電子記録媒体以外は接続・使用できないように制御されていること、入室時には、社員証を提示させるとともに、事前に委託先事業者から提出いただいた名簿及び社員証のコピーと突合を行うこと等が具体的に記載されている。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.112	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.112	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.113	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.114	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.115	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.115	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.116	Ⅲ 4. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 （指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.116	Ⅲ 5. リスク1：	該当なし	―
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.116	Ⅲ 5. リスク1：	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.116	Ⅲ 5. リスク2：	該当なし	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.116	Ⅲ 5. リスク3：	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.116	Ⅲ 5. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.117	Ⅲ 6. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、ログイン時の利用者認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した利用者、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止すること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、中間サーバー機能（国家資格等情報連携・活用システム）と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したGSSネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応していること等が具体的に記載されている。 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク対策として、中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできないこと等が具体的に記載されている。
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.117	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.117	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.118	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.118	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.118	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.118	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.118	Ⅲ 6. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点（指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.119	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	物理的対策として、国家資格等情報連携・活用システムのパブリッククラウド環境については、委託先事業者がパブリッククラウド事業者を選定する際の調達要件として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしている者が、物理的対策を含めたセキュリティ管理策を適切に実施していることを確認できること、オンプレミス環境については、委託先事業者がオンプレミス環境を構築する際の調達要件として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証と同等以上の認証を取得しており、物理的対策を含めたセキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること、免許管理システムについては、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスを利用していること等が具体的に記載されている。 技術的対策として、クラウドマネージドサービス等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行うこと、パブリッククラウド環境とオンプレミス環境の通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏えい防止が可能なパブリッククラウドサービスを使用すること、運用保守拠点とパブリッククラウド環境及びオンプレミス環境との通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏えい防止が可能なネットワーク回線を使用すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、マイナポータル内に情報等は保管されないこと、オンプレミス環境では、特定個人情報等が記録された機器や電子記録媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させること、パブリッククラウド環境では、データの復元がなされないよう、パブリッククラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保すること、紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについては、細断又は外部業者による溶解処理等により廃棄を行い、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存すること、職員は、廃棄が確実に実施されたか否かについて、外部業者の提出する廃棄証明書等により確認を行うこと等が具体的に記載されている。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.120	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.121	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.121	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.121	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.121	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.122	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.122	Ⅲ 7. その他のリスク	該当なし	

特定個人情報ファイル
（管理栄養士名簿ファイル）

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.29	Ⅱ 2. ③	問題は認められない	特定個人情報を取り扱う理由について、資格保有者が本人の資格情報を登録することにより、資格登録原簿の正確な管理を行うため及び必要な者には当該登録によりデジタル資格証の発行を行い、必要な時に提示、提供を行うために必要であることが具体的に記載されている。 特定個人情報の入手・使用について、紙、専用線等を利用して入手すること、個人番号は、資格保有者からの申請を受けて、資格情報の登録・変更・抹消を行う際に、本人を特定するためなどに使用すること、特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、システムに係る運用保守を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要すること並びに業務の効率化及び合理化を図る観点から、委託することが必要であること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要（入手・使用、委託、保管・消去）について具体的に記載されている。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.29	Ⅱ 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.30	Ⅱ 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.30	Ⅱ 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.30	Ⅱ 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.30	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.30	Ⅱ 3. ⑧	該当なし	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.30	Ⅱ 3. ⑧	該当なし	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.31 ～ P.32	Ⅱ 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.31 ～ P.32	Ⅱ 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.31 ～ P.32	Ⅱ 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.33	Ⅱ 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.34	Ⅱ 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.34	Ⅱ 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.34	Ⅱ 6. ②	問題は認められない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.35	Ⅱ 6. ③	問題は認められない	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.123	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、オンライン申請からの入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に行うこと、窓口等における紙での申請からの入手では、入手時に本人確認措置を実施すること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、オンライン申請からの入手では、マイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信は、TSL/SSLによる暗号化された通信経路を使用すること、窓口等における紙での申請からの入手では、紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊につづり、速やかに保管場所で施錠管理等を行い、鍵は担当職員のみが知る場所で保管すること、地方公共団体情報システム機構からの入手では、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用回線を利用すること、経由機関からの情報の郵送については、原則として、厳封封筒で簡易書留等の追跡可能な郵送手段により漏えい・紛失を防止すること等が具体的に記載されている。
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.123	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.123	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.124	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.124	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.124	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.124	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.125	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.126	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク対策として、申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子を用いて、情報を紐付けて確認すること、マイナポータルにおいては、個人番号と固有の識別子を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしていること、住民基本台帳ネットワークシステムと連携を行う住基連携サーバーについては、国家資格等情報連携・活用システムとのみ接続し、その他のシステムとは接続しないこと、権限を有する者のみアクセスができるようユーザ管理を行うこと、住民基本台帳ネットワークシステムとの連携については専用端末（本人確認端末）においてのみ行い、システム操作を行う前にログイン操作を行う操作者認証を行うこと等が具体的に記載されている。 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク対策として、原則、IDとパスワードを用いた認証方法とすること、従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々の従事者用ユーザーアカウントを割り当てること、アクセスログ、操作ログの記録を行うとともに、定期的にログの分析を実施すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、バックアップ以外の複製の権限は、通常誰にも付与せず、該当操作が必要な場合に限り、システム管理者の監督の下、承認された作業者に対して一時的に権限を付与すること、作業終了時は、システム管理者の監督の下、その権限を削除し、権限付与操作の監視、定期的な付与権限の棚卸しを行うことで、不正な権限取得や権限の削除漏れを防止すること等が具体的に記載されている。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.126	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.126	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.127	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.127	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.127	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.128	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.128	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.128	Ⅲ 3. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.129	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	システムの運用等業務及び免許証作成電算処理業務を委託することとしているが、プライバシーマークやISMS（ISO/IEC27001）等の認証取得業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認すること、免許証作成電算処理業務については、受託業務の一部又は全部を他の業者に再委託することなく全ての機械処理及び作業事務を自社社員により自社内(本・支社限定)で行い、納品ができ、免許証作成電算処理業務の全てを国内で行うことができること等を必要とすること等が具体的に記載されている。 委託先事業者は特定個人情報について、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、定められた者のみ特定個人情報ファイルにアクセスができるよう制限を行うこと、管理及び実施体制を書面により報告し確認を受けること、免許証作成電算処理業務については、委託先事業者は、契約終了時に全てのデータを電子媒体にて発注者に提出後、速やかに厚生労働省から貸与したデータ等は返却し、それ以外の電子媒体、紙媒体等は全て回復困難な方法で廃棄すること、なお、実施方法等については、厚生労働省の承認を得た上で速やかに実施すること、実施後においては、作業完了報告書を厚生労働省へ速やかに提出すること、特定個人情報を電子記録媒体により入手した場合は、電子記録媒体を施錠可能な保管庫に保管の上、媒体管理簿で管理し、国家資格等情報連携・活用システムへの登録が完了次第廃棄すること、情報システム責任者等は委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、消去が適切に行われていることを確認すること等が具体的に記載されている。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.129	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.129	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.129	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.130	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.130	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.130	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.131	Ⅲ 4. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 （指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.131	Ⅲ 5. リスク1：	該当なし	―
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.131	Ⅲ 5. リスク1：	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.131	Ⅲ 5. リスク2：	該当なし	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.131	Ⅲ 5. リスク3：	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.131	Ⅲ 5. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.132	Ⅲ 6. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、ログイン時の利用者認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した利用者、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止すること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、中間サーバー機能（国家資格等情報連携・活用システム）と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したGSSネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応していること等が具体的に記載されている。 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク対策として、中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできないこと等が具体的に記載されている。
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.132	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.132	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.133	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.133	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.133	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.133	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.133	Ⅲ 6. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.134	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	物理的対策として、国家資格等情報連携・活用システムのパブリッククラウド環境については、委託先事業者がパブリッククラウド事業者を選定する際の調達要件として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしている者が、物理的対策を含めたセキュリティ管理策を適切に実施していることを確認できること、オンプレミス環境については、委託先事業者がオンプレミス環境を構築する際の調達要件として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証と同等以上の認証を取得しており、物理的対策を含めたセキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できることを定めていること等が具体的に記載されている。 技術的対策として、クラウドマネージドサービス等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行うこと、パブリッククラウド環境とオンプレミス環境の通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏えい防止が可能なパブリッククラウドサービスを使用すること、運用保守拠点とパブリッククラウド環境及びオンプレミス環境との通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏えい防止が可能なネットワーク回線を使用すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、マイナポータル内に情報等は保管されないこと、オンプレミス環境では、特定個人情報等が記録された機器や電子記録媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させること、パブリッククラウド環境では、データの復元がなされないよう、パブリッククラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保すること、厚生労働省における紙媒体の廃棄については、公文書管理の規程に基づき、処理するとともに、管理簿等に記録すること、委託先事業者の紙媒体の廃棄については、委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、消去が適切に行われていることを確認すること等が具体的に記載されている。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.135	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.135	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.135	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.136	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.136	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.136	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.136	Ⅲ 7. その他のリスク	該当なし	

特定個人情報ファイル
（薬剤師名簿ファイル）

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.36	Ⅱ 2. ③	問題は認められない	特定個人情報を取り扱う理由について、資格保有者が本人の資格情報を登録することにより、資格登録原簿の正確な管理を行うため及び必要な者には当該登録によりデジタル資格証の発行を行い、必要な時に提示、提供を行うために必要であることが具体的に記載されている。 特定個人情報の入手・使用について、紙、専用線等を利用して入手すること、個人番号は、資格保有者からの申請を受けて、資格情報の登録・変更・抹消を行う際に、本人を特定するためなどに使用すること、特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、システムに係る運用保守を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要すること並びに業務の効率化及び合理化を図る観点から、委託することが必要であること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要（入手・使用、委託、保管・消去）について具体的に記載されている。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.36	Ⅱ 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.37	Ⅱ 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.37	Ⅱ 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.37	Ⅱ 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.37	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.37	Ⅱ 3. ⑧	該当なし	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.37	Ⅱ 3. ⑧	該当なし	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.38～P.40	Ⅱ 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.38～P.40	Ⅱ 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.38～P.40	Ⅱ 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.41	Ⅱ 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.41	Ⅱ 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.42	Ⅱ 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.42	Ⅱ 6. ②	問題は認められない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.42	Ⅱ 6. ③	問題は認められない	

審査の観点（指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
（10）特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 （11）記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.137	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、オンライン申請からの入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に行うこと、窓口等における紙での申請からの入手では、入手時に本人確認措置を実施すること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、オンライン申請からの入手では、マイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信は、TSL/SSLによる暗号化された通信経路を使用すること、窓口等における紙での申請からの入手では、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊につづり、速やかに保管場所で施錠管理等を行い、鍵は担当職員のみが知る場所で保管すること、経由機関から郵送で受け取る場合、厳封封筒で、簡易書留等の追跡が可能な郵送手段を推奨することにより、漏えい等を防止すること、地方公共団体情報システム機構からの入手では、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用回線を利用すること、免許登録管理システムと国家資格等情報連携・活用システムとの接続についてはGSSネットワークや総合行政ネットワーク等による接続により、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持することで機密性を確保していること、国民向けの検索機能を有する薬剤師資格確認検索システムと同期を予定しているが、専用回線を用いて氏名、登録年及び性別のみのデータを同期すること等が具体的に記載されている。
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.137	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.138	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.138	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.138	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.138	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.139	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.139	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.139	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク対策として、申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子を用いて、情報を紐付けて確認すること、マイナポータルにおいては、個人番号と固有の識別子を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしていること、権限のある者が必要な情報のみ連携ができるようアクセス制御を行い、目的を超えた紐付けや必要のない情報との紐付けが行えない仕組みとしていること等が具体的に記載されている。 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク対策として、原則、ID・パスワードを用いた認証方法とすること、従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々の従事者用ユーザーアカウントを割り当てること、アクセスログ、操作ログの記録を行うとともに、定期的にログの分析を実施すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、免許登録管理システムと国家資格等情報連携・活用システム間のデータ連携については、データ及び通信の暗号化を実施し、高度なセキュリティが維持されたGSSネットワークや総合行政ネットワーク等の専用回線において実施すること、バックアップ以外の複製の権限は、通常誰にも付与せず、該当操作が必要な場合に限り、システム管理者の監督の下、承認された作業者に対して一時的に権限を付与すること、作業終了時は、システム管理者の監督の下、その権限を削除し、権限付与操作の監視、定期的な付与権限の棚卸しを行うことで、不正な権限取得や権限の削除漏れを防止すること等が具体的に記載されている。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.139	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.140	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.141	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.141	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.142	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.142	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.143	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.143	Ⅲ 3. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.144	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	システムの運用等業務、免許登録管理システムの運用等業務及び申請データ入力等業務を委託することとしているが、プライバシーマークやISMS（ISO/IEC27001）等の認証取得業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認すること、申請データ入力等業務については、受託業務の一部又は全部を他の業者に再委託することなく全ての機械処理及び作業事務を自社社員により厚生労働省会議室で行い、納品ができること等を必要とすること等が具体的に記載されている。 委託先事業者は特定個人情報について、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、定められた者のみ特定個人情報ファイルにアクセスができるよう制限を行うこと、管理及び実施体制を書面により報告し確認を受けること、特定個人情報ファイルの取扱いを含む管理の状況について書面により報告をしなければならないこと、申請データ入力等業務については、委託事業者は直接免許登録管理システムに入力することになるが、既にシステムに登録されている情報の閲覧はできないように制御をかけた入力業務のみを行うことができる権限を付与すること、当該システムは厚生労働省から貸与した端末のみで操作ができるものとなっており、貸与する端末は誰がどの端末を使用するか管理簿等で管理するとともに、毎日朝に貸出、業務終了後は回収し、厚生労働省職員が管理すること、紙媒体の資料の受渡しの際は媒体や件数等を記載した授受簿を作成し、直接の受渡しとすること、入力済み申請書は発注者に都度直接返却後、それ以外の本委託業務に使用した紙媒体等は全て回復困難な方法で廃棄を実施し、作業完了報告書を厚生労働省へ速やかに提出すること、情報システム責任者等は委託先事業者から提出される報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、本委託業務に係る特定個人情報等が記載された紙媒体等が適切に廃棄されていることを確認すること、厚生労働省職員が作業場所に常駐し、監視すること、貸与する端末は許可された電子記録媒体以外は接続・使用できないように制御されていること、入室時には、社員証を提示させるとともに、事前に委託先事業者から提出いただいた名簿及び社員証のコピーと突合を行うこと等が具体的に記載されている。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.144	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.145	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.145	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.146	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.147	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.147	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.148	Ⅲ 4. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 （指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.148	Ⅲ 5. リスク1：	該当なし	—
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.148	Ⅲ 5. リスク1：	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.148	Ⅲ 5. リスク2：	該当なし	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.148	Ⅲ 5. リスク3：	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.148	Ⅲ 5. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.149	Ⅲ 6. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、ログイン時の利用者認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した利用者、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止すること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、中間サーバー機能（国家資格等情報連携・活用システム）と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したGSSネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応していること等が具体的に記載されている。 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク対策として、中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできないこと等が具体的に記載されている。
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.149	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.149	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.150	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.150	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.150	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.150	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.150	Ⅲ 6. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.151	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	物理的対策として、国家資格等情報連携・活用システムのパブリッククラウド環境については、委託先事業者がパブリッククラウド事業者を選定する際の調達要件として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしている者が、物理的対策を含めたセキュリティ管理策を適切に実施していることを確認できること、オンプレミス環境については、委託先事業者がオンプレミス環境を構築する際の調達要件として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証と同等以上の認証を取得しており、物理的対策を含めたセキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること、免許管理システムについては、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスを利用していること等が具体的に記載されている。 技術的対策として、クラウドマネージドサービス等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行うこと、パブリッククラウド環境とオンプレミス環境の通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏えい防止が可能なパブリッククラウドサービスを使用すること、運用保守拠点とパブリッククラウド環境及びオンプレミス環境との通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏えい防止が可能なネットワーク回線を使用すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、マイナポータル内に情報等は保管されないこと、オンプレミス環境では、特定個人情報等が記録された機器や電子記録媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させること、パブリッククラウド環境では、データの復元がなされないよう、パブリッククラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保すること、厚生労働省内で保管する特定個人情報が記載された紙媒体の資料を廃棄する場合は、シュレッダー又は外部業者による溶解処理等の復元不可能な手段で廃棄を行うこと、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存すること、職員は、廃棄が確実に実施されたか否かについて、外部業者の提出する廃棄証明書等により確認を行うこと等が具体的に記載されている。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.152	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.152	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.152	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.153	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.153	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.153	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.153	Ⅲ 7. その他のリスク	該当なし	

特定個人情報ファイル
（介護福祉士登録名簿ファイル）

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.43	Ⅱ 2. ③	問題は認められない	特定個人情報を取り扱う理由について、資格保有者が本人の資格情報を登録することにより、資格登録原簿の正確な管理を行うため及び必要な者には当該登録によりデジタル資格証の発行を行い、必要な時に提示、提供を行うために必要であることが具体的に記載されている。 特定個人情報の入手・使用について、紙、専用線等を利用して入手すること、個人番号は、資格保有者からの申請を受けて、資格情報の登録・変更・抹消を行う際に、本人を特定するためなどに使用すること、特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、システムに係る運用保守を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要することから、委託することが必要であること並びに業務の効率化及び合理化を図る観点から、申請データ等の入力業務を外部に委託すること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要（入手・使用、委託、保管・消去）について具体的に記載されている。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.43	Ⅱ 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.44	Ⅱ 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.44	Ⅱ 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.44	Ⅱ 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.44	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.44	Ⅱ 3. ⑧	該当なし	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.44	Ⅱ 3. ⑧	該当なし	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.45～P.46	Ⅱ 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.45～P.46	Ⅱ 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.45～P.46	Ⅱ 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.47	Ⅱ 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.47	Ⅱ 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.48	Ⅱ 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.48	Ⅱ 6. ②	問題は認められない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.48	Ⅱ 6. ③	問題は認められない	

審査の観点（指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
（10）特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 （11）記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.154	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、オンライン申請からの入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に行うこと、窓口等における紙での申請からの入手では、入手時に本人確認措置を実施すること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、オンライン申請からの入手では、マイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信は、TSL/SSLによる暗号化された通信経路を使用すること、窓口等における紙での申請からの入手では、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊につづり、速やかに保管場所で施錠管理等を行い、鍵は担当職員のみが知る場所で保管すること、地方公共団体情報システム機構からの入手では、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用回線を利用すること、登録情報連携システムと国家資格等情報連携・活用システムとの接続については、GSSネットワークによる接続により、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持することで機密性を確保すること、電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、特定者以外の入室を制限し、管理区域内から電子記録媒体を持ち出すことを禁止していること、紙媒体は、専用の厳封封筒を配付し、提出する際は、簡易書留を利用させること等が具体的に記載されている。
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.154	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.154	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.155	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.155	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.155	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.155	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.156	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.157	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク対策として、申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子を用いて、情報を紐付けて確認すること、マイナポータルにおいては、個人番号と固有の識別子を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしていること、登録情報連携システムは、国家資格等情報連携・活用システムと情報連携する際に、その他のシステムとは接続せず、権限を有する者のみアクセスができるようユーザ管理を行うこと、特定個人情報が記録された電子記録媒体については取扱者を限定し、利用目的を報告した上で利用させ、利用終了時には当該電子記録媒体にデータが残っていないことを報告・確認すること、特定個人情報管理PC及び登録システムにおいても同様に事務に必要のない情報と紐付かないようにすること等が具体的に記載されている。 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク対策として、原則、IDとパスワードを用いた認証方法とすること、従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々の従事者用ユーザーアカウントを割り当てること、アクセスログ、操作ログの記録を行うとともに、定期的にログの分析を実施すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、バックアップ以外の複製の権限は、通常誰にも付与せず、該当操作が必要な場合に限り、システム管理者の監督の下、承認された作業者に対して一時的に権限を付与すること、作業終了時は、システム管理者の監督の下、その権限を削除し、権限付与操作の監視、定期的な付与権限の棚卸しを行うことで、不正な権限取得や権限の削除漏れを防止すること、許可された電子記録媒体に限定して使用できるようにシステムを実装し制御すること等が具体的に記載されている。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.157	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.157	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.158	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.158	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.159	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.159	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.160	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.160	Ⅲ 3. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.161	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	システムの運用等業務及び登録情報連携システムの運用等業務を委託することとしているが、プライバシーマークやISMS（ISO/IEC27001）等の認証取得業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認すること等が具体的に記載されている。 委託先事業者は特定個人情報について、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、定められた者のみ特定個人情報ファイルにアクセスができるよう制限を行うこと、管理及び実施体制を書面により報告し確認を受けること、特定個人情報ファイルの取扱いを含む管理の状況について書面により報告をしなければならないこと、情報システム責任者等は必要に応じて調査を行い、調査の結果、不適切と認められる場合、是正を指示すること、登録情報連携システムについては、特定個人情報を取り扱うエリア及び取扱者を限定すること、入退室名簿を使用し、入退室を管理するとともに、使用するPCは全てローカル環境としログ取得ツールを用いて履歴を記録すること、取得したログを書面により報告し、情報セキュリティ責任者等が必要に応じて調査を行う運用とすること、情報システム責任者等は委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、消去が適切に行われていることを確認すること、電子記録媒体（特定個人情報が記録された機器を含む。）の場合は、完全に消去するツールを使用し復元できない方法で消去し、消去証明書を委託元へ提出すること、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認すること、必要に応じて再委託先事業者への立入検査の実施を依頼すること等が具体的に記載されている。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.161	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.161	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.161	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.162	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.162	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.163	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.163	Ⅲ 4. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 （指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.163	Ⅲ 5. リスク1：	該当なし	—
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.163	Ⅲ 5. リスク1：	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.163	Ⅲ 5. リスク2：	該当なし	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.163	Ⅲ 5. リスク3：	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.163	Ⅲ 5. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.164	Ⅲ 6. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、ログイン時の利用者認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した利用者、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止すること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、中間サーバー機能（国家資格等情報連携・活用システム）と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したGSSネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応していること等が具体的に記載されている。 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク対策として、中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできないこと等が具体的に記載されている。
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.164	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.164	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.165	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.165	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.165	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.165	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.165	Ⅲ 6. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.166	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	物理的対策として、国家資格等情報連携・活用システムのパブリッククラウド環境については、委託先事業者がパブリッククラウド事業者を選定する際の調達要件として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしている者が、物理的対策を含めたセキュリティ管理策を適切に実施していることを確認できること、オンプレミス環境については、委託先事業者がオンプレミス環境を構築する際の調達要件として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証と同等以上の認証を取得しており、物理的対策を含めたセキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること、登録情報連携システムを取り扱う事務では、電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、特定者以外の入室を制限し、管理区域内から電子記録媒体を持ち出すことを禁止すること等が具体的に記載されている。 技術的対策として、クラウドマネージドサービス等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行うこと、パブリッククラウド環境とオンプレミス環境の通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏えい防止が可能なパブリッククラウドサービスを使用すること、運用保守拠点とパブリッククラウド環境及びオンプレミス環境との通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏えい防止が可能なネットワーク回線を使用すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、マイナポータル内に情報等は保管されないこと、オンプレミス環境では、特定個人情報等が記録された機器や電子記録媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させること、パブリッククラウド環境では、データの復元がなされないよう、パブリッククラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保すること、登録情報連携システムを取り扱う事務では、電子記録媒体のデータ消去は、データを完全に消去するツールを使用し復元できない方法で行い、消去証明書を受領すること、紙媒体の消去は、機密保持契約を締結する廃棄・溶解処理業者に復元できない方法で依頼し、廃棄証明書を受領すること、委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、消去が適切に行われていることを確認すること等が具体的に記載されている。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.167	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.167	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.167	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.168	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.168	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.168	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.168	Ⅲ 7. その他のリスク	該当なし	

特定個人情報ファイル
（保険医等名簿ファイル）

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.49	Ⅱ 2. ③	問題は認められない	特定個人情報を取り扱う理由について、資格保有者が本人の資格情報を登録することにより、資格登録原簿の正確な管理を行うため及び必要な者には当該登録によりデジタル資格証の発行を行い、必要な時に提示、提供を行うために必要であることが具体的に記載されている。 特定個人情報の入手・使用について、紙、専用線等を利用して入手すること、個人番号は、資格保有者からの申請を受けて、資格情報の登録・変更・抹消を行う際に、本人を特定するためなどに使用すること、特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、システムに係る運用保守を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要することから委託することが必要であること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要（入手・使用、委託、保管・消去）について具体的に記載されている。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.49	Ⅱ 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.50	Ⅱ 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.50	Ⅱ 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.50	Ⅱ 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.50	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.50	Ⅱ 3. ⑧	該当なし	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.50	Ⅱ 3. ⑧	該当なし	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.51	Ⅱ 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.51	Ⅱ 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.51	Ⅱ 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.52	Ⅱ 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.52	Ⅱ 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.53	Ⅱ 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.53	Ⅱ 6. ②	問題は認められない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.53	Ⅱ 6. ③	問題は認められない	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.169	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、オンライン申請からの入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に行うこと、窓口等における紙での申請からの入手では、入手時に本人確認措置を実施すること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、オンライン申請からの入手では、マイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信は、TSL/SSLによる暗号化された通信経路を使用すること、窓口等における紙での申請からの入手では、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊につづり、速やかに保管場所で施錠管理等を行い、鍵は担当職員のみが知る場所で保管すること、本人からの申請書類等、情報の郵送については、原則として、簡易書留等の追跡可能な郵送手段により漏えい・紛失を防止すること、地方公共団体情報システム機構からの入手では、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用回線を利用すること等が具体的に記載されている。
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.169	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.170	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.170	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.170	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.170	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.171	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.171	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.171	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク対策として、申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子を用いて、情報を紐付けて確認すること、マイナポータルにおいては、個人番号と固有の識別子を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしていること、必要な情報のみ連携ができるよう設定し、目的を超えた紐付けや必要のない情報との紐付けが行えない仕組みとしていること等が具体的に記載されている。 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク対策として、原則、IDとパスワードを用いた認証方法とすること、従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々の従事者用ユーザーアカウントを割り当てること、アクセスログ、操作ログの記録を行うとともに、定期的にログの分析を実施すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、保険医療機関等管理システムと国家資格等情報連携・活用システム間のデータ連携については、データ及び通信の暗号化を実施し、高度なセキュリティが維持されたGSSネットワークによる専用回線において実施すること、バックアップ以外の複製の権限は、通常誰にも付与せず、該当操作が必要な場合に限り、システム管理者の監督の下、承認された作業者に対して一時的に権限を付与すること、作業終了時は、システム管理者の監督の下、その権限を削除し、権限付与操作の監視、定期的な付与権限の棚卸しを行うことで、不正な権限取得や権限の削除漏れを防止すること等が具体的に記載されている。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.171	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.172	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.173	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.173	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.174	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.174	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.175	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.175	Ⅲ 3. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.176	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	システムの運用等業務を委託することとしているが、プライバシーマークやISMS（ISO/IEC27001）等の認証取得業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認すること等が具体的に記載されている。 委託先事業者は特定個人情報について、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、定められた者のみ特定個人情報ファイルにアクセスができるよう制限を行うこと、管理及び実施体制を書面により報告し確認を受けること、特定個人情報ファイルの取扱いを含む管理の状況について書面により報告をしなければならないこと、情報システム責任者等は必要に応じて調査を行い、調査の結果、不適切と認められる場合、是正を指示すること、情報システム責任者等は委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、消去が適切に行われていることを確認すること、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認すること、必要に応じて再委託先事業者への立入検査の実施を依頼すること等が具体的に記載されている。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.176	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.176	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.176	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.177	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.178	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.178	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.178	Ⅲ 4. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 （指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.179	Ⅲ 5. リスク1：	該当なし	—
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.179	Ⅲ 5. リスク1：	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.179	Ⅲ 5. リスク2：	該当なし	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.179	Ⅲ 5. リスク3：	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.179	Ⅲ 5. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.180	Ⅲ 6. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、ログイン時の利用者認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した利用者、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止すること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、中間サーバー機能（国家資格等情報連携・活用システム）と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したGSSネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応していること等が具体的に記載されている。 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク対策として、中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできないこと等が具体的に記載されている。
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.180	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.180	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.181	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.181	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.181	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.181	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.181	Ⅲ 6. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点（指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.182	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	物理的対策として、国家資格等情報連携・活用システムのパブリッククラウド環境については、委託先事業者がパブリッククラウド事業者を選定する際の調達要件として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしている者が、物理的対策を含めたセキュリティ管理策を適切に実施していることを確認できること、オンプレミス環境については、委託先事業者がオンプレミス環境を構築する際の調達要件として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証と同等以上の認証を取得しており、物理的対策を含めたセキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できることを定めていること等が具体的に記載されている。 技術的対策として、クラウドマネージドサービス等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行うこと、パブリッククラウド環境とオンプレミス環境の通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏えい防止が可能なパブリッククラウドサービスを使用すること、運用保守拠点とパブリッククラウド環境及びオンプレミス環境との通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏えい防止が可能なネットワーク回線を使用すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、マイナポータル内に情報等は保管されないこと、オンプレミス環境では、特定個人情報等が記録された機器や電子記録媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させること、パブリッククラウド環境では、データの復元がなされないよう、パブリッククラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保すること、紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについては、細断又は外部業者による溶解処理等により廃棄を行い、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存すること、職員は、廃棄が確実に実施されたか否かについて、外部業者の提出する廃棄証明書等により確認を行うこと等が具体的に記載されている。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.183	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.183	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.183	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.184	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.184	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.184	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.184	Ⅲ 7. その他のリスク	該当なし	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	74. 資格情報を含む特定個人情報を入手する際のリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.169等	Ⅲ 2. リスク1等	問題は認められない	・オンライン申請からの入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に行うこと ・窓口等における紙での申請からの入手では、入手時に本人確認措置を実施すること ・窓口等において申請を受け付ける場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊につづり、速やかに保管場所で施錠管理等を行い鍵は担当職員のみが知る場所で保管することにより、漏えいや紛失を防止すること ・本人からの申請書類等、情報の郵送については、原則として、簡易書留等の追跡可能な郵送手段により漏えい・紛失を防止すること ・マイナポータル内に情報等は保管されないこと ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについては、細断又は外部業者による溶解処理等により廃棄を行い、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存すること ・職員は、廃棄が確実に実施されたか否かについて、外部業者が提出する廃棄証明書等により確認を行うこと 等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		75. 資格情報を含む特定個人情報を国家資格等情報連携・活用システムを用いて管理する際のリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.171等	Ⅲ 3. リスク1等	問題は認められない	・各システム間のデータ連携については、データ及び通信の暗号化を実施し、高度なセキュリティが維持されたGSSネットワークによる専用回線において実施すること ・必要な情報のみ連携ができるよう設定し、目的を超えた紐付けや必要のない情報との紐付けが行えない仕組みとしていること ・申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子を用いて、情報を紐付けて確認することで、個人番号と固有の識別子を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしていること ・特定個人情報等の管理を含む業務運用の委託を行う際は、プライバシーマークやISMS（ISO/IEC27001）等の認証取得業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認すること ・委託先事業者がパブリッククラウド事業者を選定する際の調達要件として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしている者が、物理的対策を含めたセキュリティ管理策を適切に実施していることを確認できること 等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		76. 医籍等ファイル及び薬剤師名簿ファイルにおいて申請データ入力等業務を委託することとなるが、その際の取扱いに係るリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.112等	Ⅲ 4. 情報管理体制等	問題は認められない	・委託先事業者の選定を行う際は、プライバシーマークやISMS（ISO/IEC27001）等の認証取得業者であること等、情報の取扱いに関して、適切な保護措置を講ずる体制を整備していることを確認すること ・受託業務の一部又は全部を他の業者に再委託することなく全ての機械処理及び作業事務を自社社員により厚生労働省内会議室で行い、納品ができること等を必要とすること ・委託先事業者は、免許登録管理システム経由もしくは国家資格システムに直接入力することとなるが、ログインする際のアカウントの払い出し、アクセス制御等を適切に実施すること ・入力作業用の端末は厚生労働省から貸与するが、厚生労働省職員が毎日朝に貸し出し、業務終了後に返却させること ・貸与する端末は許可された電子記録媒体以外は接続・使用できないように制御されていること ・紙媒体の資料は直接の受渡しを原則とし、受渡しの際は媒体や件数等を記載した授受簿を作成すること ・入力済み申請書は発注者に都度直接返却後、それ以外の本委託業務に使用した紙媒体等は全て回復困難な方法で廃棄を実施し、作業完了報告書を提出させること ・情報システム責任者等は委託先事業者から提出される報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、本委託業務に係る特定個人情報等が記載された紙媒体等が適切に廃棄されていることを確認すること ・厚生労働省職員が作業場所に常駐し、監視すること 等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

【総評】

(1)　国家資格等の登録等に関する事務(医師等10資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士、保険医等2資格)においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

(2)　事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

(3)　資格情報を含む特定個人情報を入手し、国家資格等情報連携・活用システムを用いて管理する際のリスク対策、申請データ入力等業務の委託に係るリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、 具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(Ⅵ　評価実施手続　4. 個人情報保護委員会の承認)

(1)　国家資格等の登録等に関する事務(医師等10資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士、保険医等2資格)の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。

(2)　特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。

(3)　組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行い、今後リスクを相当程度変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際などには、必要な特定個人情報保護評価を適切に実施する体制を、有効に機能させることが重要である。

(4)　情報漏えい等に対するリスク対策については、個人番号を含む申請書のデータ入力等業務の委託において、委託先事業者が多数の資格保有者の特定個人情報を取り扱うことが想定されるところ、悪意のある者により不正な取扱いがなされることのないよう必要かつ適切な監督を徹底することが重要である。

(5)　上記について、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務の開始や、システムに登録される資格の拡大に伴い、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要である。